

第 45 回大阪市男女共同参画審議会 会議録

1 日 時 令和 6 年 12 月 25 日（水） 11 時から 11 時 30 分

2 会 場 Microsoft Teams を活用した Web 会議および大阪市役所本庁 4 階市民局会議室

3 出席者

（審議会委員）

朴木会長、大束委員、佐伯委員、鈴木委員、千田委員、高見委員、
徳野委員、鳥生委員、中田委員、野上委員、山下委員、梁委員、吉積委員

（事務局）

福岡市民局理事、西山女性活躍推進担当部長、浅井男女共同参画課長、西田雇用女性活躍推進課長、村上男女共同参画課長代理、松井配偶者暴力相談支援センター担当課長代理、萩平雇用女性活躍推進課長代理、奥（紗）男女共同参画課担当係長、奥（尚）男女共同参画課担当係長、斎藤男女共同参画課担当係長、上野雇用女性活躍推進課担当係長

4 議 題

（1）次期男女共同参画基本計画の諮問について

（2）計画策定にかかる部会の設置について

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

時間が参りましたので、ただいまより第 45 回大阪市男女共同参画審議会を開会いたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。私は、進行役を務めさせていただきます、男女共同参画課長代理の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に本日の会議進行についてご案内させていただきます。本日は会場出席とインターネットを介したりリモート出席による開催となります。そのため、音声はミュートにさせていただきます。発言の際はミュートを解除して最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

次に、本審議会は「審議会の設置及び運営に関する指針」により、公開となっております。個々の発言要旨と発言者氏名を記載した会議録を作成し、ホームページ上に公表することとなりますのでご了承願います。以上、審議会の円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、市民局女性活躍推進担当部長の西山より、ご挨拶申し上げます。

○事務局（西山女性活躍推進担当部長）

市民局女性活躍推進担当部長の西山でございます。

平素は、男女共同参画施策の推進をはじめ、市政各般にわたり、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は、年末も押し迫り、公私何かとお忙しい中にもかかわらず

ませず、委員の皆様方には、大阪市男女共同参画審議会にご出席をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、本日の審議会では、現行の「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市きらめき計画～」の計画期間が令和7年度末で終了いたしますことから、令和8年度以降の新たな基本計画の策定について大阪市より諮問させていただき、あわせて策定に向けた専門調査部会の設置についてお諮りをしたいと考えております。ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向けては、これまでの取組により一定の成果は見られるものの、まだまだ課題は山積しております。次期計画の策定にあたっては、審議会において委員の皆様方に活発な議論をいただき、ご意見を頂戴しながら、男女共同参画社会を実現すべく、これからの時代にふさわしい計画を策定してまいりたいと考えております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

それでは、引き続きまして事務局にて説明させていただきます。本審議会の委員名簿は、配付資料の「参考1 大阪市男女共同参画審議会委員名簿」のとおりです。本日ご出席の皆さまですが、会場には朴木会長と鳥生会長代理にお越しいただいております。リモートでの出席委員の皆様、事務局の出席者につきましては、「参考3 出席者名簿」のとおりとなっております。

次に配布資料の確認をさせていただきます。会議次第が表紙になっております資料をお手元をお願いいたします。リモート出席の方におかれましては、12月23日に送信しましたメールの添付資料が本日の資料となりますので、そちらをご覧ください。

それではこれより議事進行を朴木会長をお願いいたします。

○朴木会長

それでは改めましておはようございます。ただいまより、審議をはじめさせていただきます。

本日は、はじめに大阪市から本審議会に対しまして、次期男女共同参画基本計画の策定について諮問がございます。それでは事務局より、よろしくお願いいたします。

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

それでは、西山部長より諮問書をお渡しいたしますので、朴木会長、恐れ入りますが、ご起立ください。

○事務局（西山女性活躍推進担当部長）

大市民第e-799号令和6年12月25日

大阪市男女共同参画審議会会長様

大阪市長 横山英幸

大阪市男女共同参画推進条例第9条第4項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問 大阪市における新たな男女共同参画基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

諮問趣旨 本市においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、「大阪市男女共同参画推進条例」を平成 15 年 1 月より施行し、条例に基づき策定した「大阪市男女共同参画基本計画」（平成 18 年度～27 年度）、それに続く第 2 次計画（平成 28 年度～令和 2 年度）、第 3 次計画（令和 3 年度～令和 7 年度）に沿って、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

結果として、社会の多くの分野で男女共同参画の視点をふまえた取組が広がり、女性の参画、活躍が進むなどの成果がみられるものの、出産等を契機に女性の雇用が非正規化する、いわゆる「L 字カーブ」の問題や管理的職業従事者に占める女性割合の低さ、固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）が根強く残るなどの課題があり、引き続き取組が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に女性に雇用・就業の問題や配偶者からの暴力の深刻化などの影響が大きく表れるなど、日本における男女共同参画の遅れが露呈しました。一方で、企業におけるテレワークの導入が進むなど、柔軟な働き方が社会全体に浸透する契機ともなり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる環境づくりがますます重要になっています。

こうした状況のもと、令和 7 年度末で現行計画の期間が終了することから、「大阪市男女共同参画推進条例」に基づき、令和 8 年度以降の新たな男女共同参画基本計画を策定する必要があります。本計画は、引き続き「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として、さらには、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する「DV 防止基本計画」としても位置づけ、また、令和 4 年に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき令和 5 年度に策定した本市計画をふまえ、策定する必要があります。

なお、新たな計画の期間は令和 12 年度を見据えるものであり、折しも国連サミットで採決された、ジェンダー平等をはじめ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための開発目標（SDGs）の年限でもあります。だれもが個性と能力を最大限に発揮し、自分らしく活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、取組を一層推進していく必要があります。

つきましては、男女共同参画社会の実現に向け、今後 5 年間に、大阪市が男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために講ずべき事項を定める新たな男女共同参画基本計画の策定にあたり、審議会のご意見を賜りたく諮問するものです。

○朴木会長

ただいま、大阪市から本審議会に対し、「次期男女共同参画基本計画に策定について」諮問をいただきました。これに対しまして、本審議会としての答申に向けて、専門調査部会を設置して検討をすすめたいと考えております。つきましては、議題（2）計画策定にかかる部会の設置についてに移りたいと思います。まず、事務局より、部会の構成等について、考え方のご説明をお願いします。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

男女共同参画課長浅井でございます。それでは、資料2，3に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料2をご覧ください。男女共同参画審議会規則になります。審議会規則第4条に「部会は、会長が必要と認めるとき設置することができる」となっております。また同じ第4条第2項に「部会の委員は会長が指名する」ということになっております。

さらに資料3をご覧ください。資料3は専門調査部会の設置要綱になりますけれども、その部会設置要綱第3条では、「部会委員は6名以内」、第4条では「部会の議事は出席委員の過半数で決する」となっております。これらを踏まえまして、事務局といたしましては、部会の委員は6名以内の奇数5名で構成されてはいかかというふうに考えております。

また、具体的な委員の方につきましては朴木会長と鳥生会長代理のお二方と、学識者、有識者の方から3名の合計5名でされてはいかかというふうに、事務局としては考えてございます。以上でございます。

○朴木会長

ただいま、事務局から提案をいただきました。会長が部会を設置し、メンバーも会長が指名するということでございました。皆様、事務局からの提案通り5名ということでよろしいでしょうか。何かある方は質問、ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

どなたからも無いようですが、よろしいでしょうか。

では先ほどの事務局からの説明の通り、今後、専門調査部会を設置して次期計画の答申に向けて検討を進めていくことといたします。

専門調査部会の具体的な委員の指名については、事務局と相談させていただいて、ご本人に個別にお願いのお声がけをし、了承いただけましたら、みなさんへメンバー決定のお知らせをさせていただきます。

では、引き続きまして事務局より今後のスケジュールについて説明いたします。

○事務局（浅井男女共同参画課長）

それでは、今後のスケジュールにつきまして、資料1の方でご説明させていただきます。資料1をご覧ください。まず1番ですけれども、第4次計画につきましては、現在の第3次計画と同様に本市の男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進に関する基本的計画として策定をしております。

また、女性活躍推進法に基づく市町村の推進計画として、さらにはDV防止法に基づく市町村の基本計画としても位置づけてまいります。計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間を予定しております。

策定にあたりましては、本審議会に本日諮問をさせていただきましたが、その答申を踏まえまして策定していきたいと考えております。

次にスケジュールでございますが、この資料の2番の表をご覧ください。先ほど設置をいただきました専門調査部会において、来年年明けの2月頃から12月頃までの期間をかけまして

審議会としての答申に向けてご検討いただきます。

専門調査部会は、事務局としましては5回ほど開催させていただければというふうに考えております。

夏頃に開催の第46回審議会におきまして、部会での検討内容の中間報告をさせていただいて、審議会本会議でもご意見をいただいて、ということで進めたいと思います。

最後、12月頃には第47回の審議会本会議をもう一度開催しまして、最終の答申案もご確認いただきます。その後、答申を受けましてパブリックコメントを実施し、最終、令和7年度の末には第4次計画を策定していきたいというふうに考えております。

なお、検討にあたりましては、本年度、市民意識調査を行っておりまして、今の第3次計画の成果指標の現在地などを調査しております。その結果が年明けには整理できるかなと思っておりますので、その現状も踏まえまして、専門調査部会の検討をスタートしていければなというふうに考えております。簡単ではございますが、次期計画策定についてのご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○朴木会長

ただいま事務局より今後のスケジュールについてご説明いただきました。

委員の皆様は何かご質問とか、ご意見でもよろしいですが、ございましたらどうぞ挙手をしてください。よろしいでしょうか？

それではご質問が無いようですので、ご説明いただいたような形で進めていただきます。今後約一年間にわたり審議を進めていくことになりますので、委員の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の議事を終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（村上男女共同参画課長代理）

ありがとうございました。以上で本日の議事は終了いたしました。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。